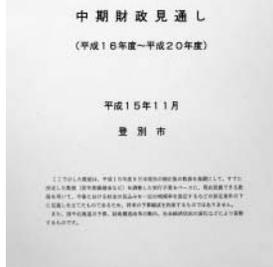


財政再建団体とは

『財政再建団体』とは、毎年度の赤字累計額（実質収支額）が標準財政規模の一定割合（市町村の場合20%）を超えたときに、総務省が地方財政再建促進特別措置法に基づいて指定する団体のことをいいます。

具体的には、超過課税の実施や使用料など受益者負担の引き上げ、市単独事業や各種団体への補助金の廃止などにより、市民の受益と負担のバランスが大きく変化することになります。さらに毎年度の予算編成において、国・道の厳しいチェックを受けることになり、財政における自治が失われます。

地方自治を維持するためには、まず『財政再建団体』にならないことが最低の条件です。



【表5】中期財政見直し 試算の前提条件

歳入

市税...個人市民税は、平成16・17年度は2%、平成18年度以降は1%の減を見込む。また、配偶者特別控除制度の改正を見込む。固定資産税・都市計画税は、評価替えに伴う既存家屋の減価率を考慮。

地方交付税...年2%の減を見込む。これに交付税に算入される市債償還影響額を別途推計して調整。

譲与税・交付金...平成15年度の決算見込みをもとに、ほぼ同額で推移していくものとして推計。

国・道支出金...関係する歳出に合わせて推計。三位一体の改革における国庫補助負担金の廃止・縮減の影響が不透明なため、考慮しない。

市債...平成16年度以降、臨時財政対策債などを平成15年度決算見込み額と同額にして計上。そのほか、投資的経費の推計に合わせて計上。

歳出

人件費...職員数の推移は、6%の【表7】を参照。平成12年度の介護保険導入時、一時的に職員数が増加した後は減少。給与改定は見込まない。

扶助費...老人福祉・障害者福祉の中の主なものは、年2.1%の増加。児童扶養手当・生活保護費などは、年1.0%の増加を見込む。

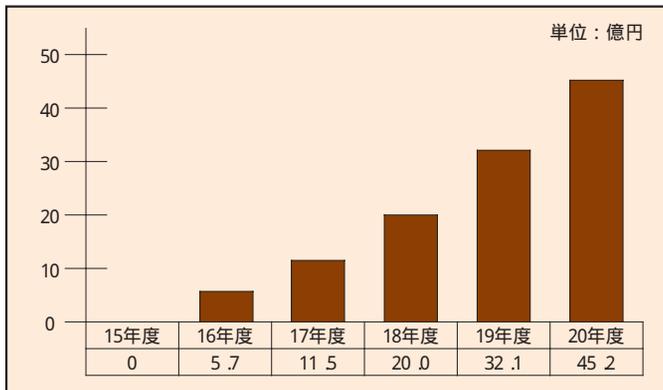
公債費...新規借入れ分の利率は、年1.5%。15年償還（3年間元金償還据え置き）の条件で計算。平成16年度で減税補てん債の借り換え（8億6千850万円）を行うが、歳入歳出同額のため総額から除いている。ただし、これに係る翌年度以降の償還額は計上。

投資的経費...大型事業が平成16年度で終了することから、平成17年度以降は大幅に縮減する見通しで推計。

その他の経費...新市民プールや新火葬場の運営費を見込んだほか、少子化・幼児教育対策の経費や既存の公共施設の有効活用を図るための整備費を見込む。

詳しくは、財政課にお問い合わせください。

【表6】財源不足額の累計（基金などを充当しない場合）



市の歳入歳出の見直しはどのようなもの？

それでは、これから登別市の財政は、どうなるのでしょうか。

このたび市は、平成16年度から平成20年度までの中期財政見直しを作成しました（【表5】・【表6】を参照）。

各年度ごとの財源不足額をみると、平成16・17年度は5億円台ですが、平成18年度以降、急速に拡大。平成20年度には13億円を超える見込みとなっています。

各年度の財源不足の累計額では、平成20年度には、約45億円にまで達してしまいます。

平成15年度末現在で、財政調整基金（7%の6）が7億7千700万円、備荒資金組合超過納付金（7%の7）が2億5千100万円に達する見込みで、この10億2千800万円により平成16・17年度の収支不足額を補てんするとしても、平成20年度末の累積収支不足額は35億円にのぼります。

このままでは、平成19年度には、登別市は財政再建団体（『財政再建団体とは』を参照）に陥る可能性が高い、厳しい見直しとなつていきます。これを避けるためには、市民と行政が協働して、ともに『知恵』を出し合い、財政健全化に取り組んでいかなければなりません。

財政健全化に向けた基本的な取り組み

市は、これまでも事務事業の見直しや計画的に市職員の定員を削減するなど、効率的な行政運営を推進するため、行政改革を実施してきました。

平成15年度では、管理職手当、退職手当、特別職の期末手当の削減のほか、旅費支給における日当の縮減、長寿祝金の見直しなども実施しています。

今後とも、事務事業を見直し、なお一層の歳出削減・歳入確保の努力をしていかなければなりません。

それでは、財政健全化に向けた基本的な取り組みを見てください。